

季節性インフルエンザ 予防接種の費用補助について

◆対象者

接種日に当健康保険組合の被保険者及び被扶養者の資格がある方

※ 但し、次のアまたはイに該当する方は除きます。

ア) 予防接種法により公的補助が受けられる65歳以上の方

イ) 市町村の条例等により公的補助が受けられる乳幼児及び65歳未満の方

◆接種期間

令和2年10月1日から ~ 令和3年1月31日まで

◆補助額

1人につき 2,000円

※ 予防接種の支払額が、補助額に満たない場合は、実費を補助いたします。

※ 医師の判断等で2回以上接種した場合であっても、年度内に1回限りの補助となります。



◆請求方法

- ・医療機関等発行の領収書(写)を、勤務先へ提出してください。
[接種者氏名・接種日・金額・インフルエンザ予防接種代と明記されたもの]
- ・医療機関等発行の「レシート」では、補助金の対象となりません。
- ・予防接種の補助金は、勤務先からの請求によりお支払いさせていただきます。
- ・令和3年2月15日(月)までに健康保険組合到着分が、補助金支給対象となります。お早めに接種して勤務先へ提出してください。

当健保組合のホームページや機関紙「ふれあい」10月号にも関連記事を掲載しています。

インフルエンザを予防しましょう!

大阪装粧健康保険組合

検索



手をあらおう



マスクをしよう



うがいをしよう

大阪装粧健康保険組合

TEL 06-6261-6474